

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和7年3月6日（木）午前10時50分開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - （1）議案第15号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について
 - ①予算説明
 - ②質疑
 - ③採決
 - （2）議案第16号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
 - ①予算説明
 - ②質疑
 - ③採決
 - （3）議案第17号 令和6年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について
 - ①予算説明
 - ②質疑
 - ③採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

森 田 義 昭	委員長	市 川 初 江	副委員長
青 木 秀 夫	委員	延 山 宗 一	委員
荒 井 英 世	委員	亀 井 伝 吉	委員
青 木 文 雄	委員	尾 澤 将 樹	委員
藪 之 本 佳 奈 子	委員	須 藤 稔	委員
永 田 亮	委員	小 林 武 雄	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小 野 田 富 康	町 長
赤 坂 文 弘	教 育 長
伊 藤 良 昭	総 務 課 長

橋	本	貴	弘	企 画 財 政 課 長
栗	原	正	明	税 務 課 長
佐	山	秀	喜	住 民 環 境 課 長
新	井		智	福 祉 課 長
玉	水	美	由 紀	健 康 介 護 課 長
福	知	光	徳	産 業 振 興 課 長
塩	田	修	一	都 市 建 設 課 長
石	川	由	利 子	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
小	野 寺	雅	明	教 育 委 員 会 長 教 務 局
福	知	光	徳	農 業 委 員 会 長 農 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事 務 局 長
小	野 田	裕	之	庶 務 議 事 係 長
本	田	明	子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前10時50分)

○開会の宣告

○荻野剛史事務局長 ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○荻野剛史事務局長 開会に当たりまして、森田委員長よりご挨拶を申し上げます。

○森田義昭委員長 先ほど本会議において本委員会へ付託されました補正予算関係3議案についての審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、各委員からの質問は、慣例により行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議案第15号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について

○議案第16号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議案第17号 令和6年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○荻野剛史事務局長 次第3番、審査事項につきましては、これより森田委員長の進行でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○森田義昭委員長 それでは、本委員会に付託されました補正予算関係の3議案について審査を行います。

初めに、議案第15号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、議案第15号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第8号）につきまして私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

議案書の1から6ページまでにつきましては、町長の提案理由のとおりでございますので、まずはその中で4ページを開き願いたいと思います。第2表、繰越明許費でございます。追加と変更がございますけれども、追加としまして6事業が繰越しをするものでございます。2款1項の窓口キャッシュレス決済事業、それと同じく町制施行70周年記念式典事業、6款1項邑楽東部第一排水機場維持管理事業、8款2項道路橋梁費の町単独道路整備事業、それと同じく8款4項公園維持管理事業、それと9款1項の災害時避難場所確保事業の6事業でございます。合計といたしまして、5,965万3,000円を繰り越しするものでございます。

下の表の変更につきましては、2款1項の物価高騰対策給付金の給付事業の中のこども加算、今年度の補正予算の部分なのですが、補正前が239万9,000円で、補正後ということで280万1,000円ということで、40万2,000円を追加し、それを次年度のほうに繰越しをするものでございます。

5ページをお願いします。5ページにつきましては、第3表、債務負担行為補正でございます。追加といたしましては、渡良瀬遊水地のアクリメーション財団の債務にかかる損失補償ということで、令和7年度については6,494万4,000円の債務負担ということになっております。

変更の部分につきましては、自治体システム標準化・共通化対応業務委託料ということで、補正前は1,800万円の債務負担を取っていたわけなのですが、業者との契約の関係で金額が半分になるということなので、900万円に債務負担を変更するものでございます。

6 ページをお願いします。第4表、地方債補正でございます。一番上に追加、それとその下に変更という部分があるわけなのですけれども、まず今年、令和7年の1月の臨時議会におきまして、小学校の体育館の空調整備事業ということで補正をいたしたところなのですけれども、その事業費の内訳としまして国庫補助金、それと残りの地方債ということで、変更部分のところの欄を御覧いただいて、1億930万円というのがあると思うのですけれども、それが防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で、1月の臨時議会ではそういった補正を取ったものでございます。ただ、県のほうからの指導によりまして、この防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債というのが、補助金の部分だけの起債でしか借りられませんよということなので、今までは全体の起債というふうにやっていたのですけれども、補助金分ということで考えると、この事業についての補助が大体2,710万円ほどつきますので、その分、同じ金額を変更の補正とするものでございます。残った分を追加の分として、学校教育施設等の整備事業債というふうに振り分けるといような形でございます。

その下、変更の部分の下の部分です。同じく学校教育施設等の整備事業債で、2,520万円から1,050万円に変更するものなのですけれども、これについては工事の完了に伴う減額でございます。

7 ページ、8 ページにつきましては、歳入歳出予算の補正事項別の明細書の総括になっておりますので、詳細については9 ページから説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、ページ数が多いので、少額の増減については省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了解をお願いしたいと思っております。

それでは、9 ページをお願いします。歳入でございます。1 款 1 項 1 目個人町民税の現年度課税分で3,971万6,000円の増、これについては、所得の伸びが大きかったためでございます。

同じく1 款 1 項 2 目、法人町民税の現年度課税分ということで980万5,000円の追加です。これについても売上げの伸びが大きかったということで増額になっております。

15款 1 項 1 目の2 段目、障害者自立支援給付費負担金587万2,000円の追加になります。これについては、国のほうの負担金の増額というような内容でございます。

その下、児童手当負担金206万8,000円の追加、それと子どものための教育・保育給付費の負担金ということで、342万3,000円の追加ということでございます。

10ページをお願いします。15款 2 項 1 目総務費国庫補助金です。物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金の中の給付金定額減税一体支援枠として、事業費の確定に伴いまして5,705万5,000円の減額になります。

その下、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、40万2,000円の追加になります。これは、先ほどの繰越明許のほうで話した部分でございます。40万2,000円の追加になります。

その下、15款 2 項 2 目子ども・子育て支援交付金です。120万円の追加、これについては国庫分の増額ということでございます。

その下、3 目、出産・子育て応援交付金、これは50万5,000円の減額になります。これは事業費の確定に伴う減額でございます。

1 つ飛びまして、6 目教育費国庫補助金、学校施設の環境改善交付金ということで852万2,000円の減額、それと、へき地児童生徒援助費等の補助金ということで、これも111万円の減額でございます。これについては、交付額の確定に伴う減額でございます。

11ページを御覧いただきたいと思います。16款 1 項 1 目の民生費でございます。その中の障害者自立支援給付費の負担金ということで293万6,000円の追加、これは県の分の負担金の増額になります。

その下、同じように児童手当の負担金で553万2,000円の減額、子どものための教育・保育給付費負担金171万2,000円の追加ということで、これについては両方減額負担、増額というふうになっておるところでございます。

その下、16款2項2目民生費補助金の中の子どものための教育・保育給付費補助金（地方単独分）ということで、117万8,000円の追加ということで、これは事業費が増額したことによる負担金の増額でございます。子ども・子育て支援交付金120万円の追加、これも補助基準額の改定に伴う増額でございます。

1つ飛びまして、4目農林水産業費県補助金でございます。農地利用最適化交付金で267万8,000円の減額、それと、その下の多面的機能支払交付金事業補助金で141万3,000円の減額でございます。

12ページをお願いします。同じく4目の農林水産業費の県補助金でございますけれども、ぐんま緑の県民基金事業費補助金ということで、153万3,000円の減額でございます。これについては、事業費の確定に伴う減額でございます。

1つ飛びまして、18款1項1目一般寄附金でございます。622万5,000円の追加でございます。これについては、ふるさと納税ではなくて通常の一般寄附の追加ということでございます。

その下、19款2項1目財政調整基金の繰入金でございます。これについては1,455万4,000円の減額でございます。

その下、次のページ、13ページをお願いします。22款1項4目教育費ということで、先ほどの地方債にありました防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債並びに小学校教育施設等の整備事業債、それと学校教育施設等の整備事業債ということで、体育館の空調と体育館改修等々がありますけれども、それぞれ減額、追加するものでございます。

歳入合計といたしまして3,626万3,000円を減額しまして、68億4,329万4,000円となるものでございます。

14ページをお願いします。これからは歳出となります。2款1項1目一般管理費でございます。職員人件費で、これは退職手当の負担金ということで413万円の追加になります。

1つ飛びまして、6目企画費の中のDX推進事業の中のDXアドバイザーの派遣委託料が240万円の減額ということでございます。

2つ飛びまして、14目環境保全費の中の外来生物対策事業ということで、消耗品が290万円の減額というような内容でございます。

15ページをお願いします。2款1項15目基金費でございます。これは、財政調整基金の元金の積立てということで、1億2,951万5,000円の追加をするものでございます。

その下、16目物価高騰対策費の中で、1つ目の丸です。物価高騰対策給付金の給付事業ということで、こども加算、先ほどの歳入にありましたように40万2,000円の追加。主なものについては、物価高騰対策の給付金ということで、40万円が追加をされておるところでございます。

その下の定額減税・調整給付事業2,580万5,000円の減額。

その下の物価高騰対応の重点支援給付金給付事業の非課税世帯分の関係ですけれども、これは1,670万円の減額になります。これについては事業費の確定に伴う減額でございます。

16ページをお願いします。同じように、物価高騰対応の重点支援給付金の給付事業の均等割のみ課税世帯の分の給付金でございます。1,120万円の減額。同じように、こども加算分で335万円の減額ということで、

確定に伴う減額になるものでございます。

17ページをお願いします。2款4項3目町長選挙、これについては702万3,000円の減額、同じく4目の町議会議員の補欠選挙、294万7,000円の減です。これについては、両方とも無投票だったということで、予算のほうを落とすものでございます。

18ページをお願いします。同じように2款4項の5目衆議院議員選挙についても71万5,000円ということで、事業の確定による減額でございます。

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費でございます。地域福祉計画策定事業で475万8,000円の減額になります。これについては、もともと予算を取っていたわけなのですが、担当職員のほうが自力でつくったということで、委託をしないということで減額になっているものでございます。

飛びまして、19ページをお願いします。2目高齢者福祉費の中の2段目、介護医療金支給事業です。144万円の減額でございます。これは、介護医療金の事業の確定に伴う減額でございます。

その下、介護保険特別会計の繰出金ということで、308万9,000円の減額になります。

同じく、3目障害者福祉費でございます。障害介護給付事業ということで、これは1,174万4,000円の追加となります。これにつきましては、給付費について事業費の不足が見込まれるため増額をするものでございます。

20ページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費でございます。1つ飛びまして、2段目のところの子ども・子育て支援事業でございますが、内訳とすると、まず子育て支援金の支給事業ということで94万円の減額、それと子ども・子育て支援事業計画策定事業ということで435万4,000円の減額というような内容でございます。

その下、放課後児童健全育成事業委託事業ということで、これは360万円の追加となります。補助基準額の改定による増額分でございます。

続いて、3款2項2目児童措置費でございます。1つ目の丸、子どものための教育・保育給付事業（2・3号）の部分についてですが、保育の負担金ということで32万4,000円の追加、これは利用者の転入による増額分だそうでございます。

その下、児童手当費ということで887万5,000円の減額、これについては、対象者が減少したことによる減額でございます。

3款2項3目保育園費でございます。そらいろ保育園の防水改修工事費ということで、確定に伴う減額でございます。262万円の減額でございます。

21ページをお願いします。続きまして、4款1項2目です。一番上、健康増進事業の中の主なものとする、健診委託料が250万円の減額になっておるところでございます。

その下、妊婦・乳幼児健診事業の中の妊婦健康診査委託料、これも198万9,000円の減ということで、事業費の確定の見込みによる減額でございます。

その下、法定予防の接種事業ということで、全体で1,766万9,000円の減額でございます。主なものとしますと、一番下の新型コロナワクチン接種委託料ということで、2,460万円の減額がメインでございます。

それと、その下、過年度分の新型コロナワクチンの接種返還金ということで、これは1,332万4,000円の追加ということで、令和5年度の確定に伴う、それがもらい過ぎてしまったので、それをお返りするよという

ことの返還金の部分でございます。

その下、任意予防の接種町単独助成事業でございます。総額で266万円の減額でございます。主なものは、一番下の新型コロナワクチンの接種費の補助金が126万円が大きく占めているというような内容でございます。

23ページをお願いします。23ページにつきましては、少額な部分がありますので、省略をさせていただきます、ごめんなさい。23ページです。すみません、23ページを御覧いただきたいと思います。真ん中のところ。4款2項2目塵芥処理費でございます。1つ目の丸の一般廃棄物の収集運搬事業ということで、全体で1,122万4,000円の減額、内訳としますと、一般廃棄物の委託料として876万8,000円の減、資源物収集運搬の委託料として245万6,000円の減ということになります。これは事業費の確定に伴う減額でございます。

同じくその下、ごみ広域処理事業の中の館林衛生施設の負担金ということで248万5,000円の減額、これも確定に伴う減額でございます。

24ページをお願いします。6款1項1目農業委員会費でございます。これについては、農業委員会運営事業ということで、271万9,000円の減額でございます。それぞれ農業委員の報酬と農地利用最適化委員の報酬の減というような内容でございます。

続いて、ちょっと飛びまして、6款1項5目農地費の中の上から3段目の丸、多面的機能支払交付金事業ということで、この交付金が188万4,000円の減額でございます。

そこは省略をさせてもらいまして、25ページを御覧いただきたいと思います。7款1項2目商工業振興費の中の2つ目の丸です。産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業の中の産業施設の立地促進奨励金が400万円の減額ということになります。これは不用額ということで減額をするものでございます。

続いて、8款2項2目道路維持費でございます。1つ目が道路維持事業ということで、組替えのものになります。まず、街路樹管理委託料の1,000万円を減額をしまして、そこに道路補修の工事費1,100万円を追加し、その他消耗品代等を減額をして、合わせて1,000万円の組替えというような内容でございます。

その下、道路長寿命化事業については266万6,000円の減額でございます。これについては両方とも確定による減額になります。

26ページをお願いします。8款2項3目道路新設改良費でございます。町単独道路整備事業でございますが、これも組替えになります。用地調査設計業務委託料の746万円を減額をしまして、道路整備の工事費、それと物件補償費のほうに振り分けるというような内容でございます。

続いて、8款4項2目公園費でございます。公園維持管理事業ということで500万円の減額になります。これは、事業費の確定に伴う減額でございます。

その下、3目下水道費、下水道事業の特別会計繰出金605万円の減額でございます。

その下、4目ニュータウン事業費の中の分譲推進事業で、板倉ニュータウン移住支援金で280万円の減額ということで、これは実績に応じた減額でございます。

27ページをお願いします。8款5項1目住宅管理費の中の真ん中のところを御覧いただきたいと思います。木造住宅の耐震改修促進事業ということで、200万円の減額というようなものでございます。事業費の確定したものによる減額でございます。

28ページをお願いします。9款1項2目非常備消防費で、館林地区消防組合負担金の非常備消防として

776万1,000円の減額、それとその下で、施設費の中の消防施設の負担金ということで、946万円の減額になっておるところでございます。

4目防災対策費でございます。防災対策事業の中で140万円の減額でございます。消耗品が80万円、それと防災拠点の管理委託料として60万円の減額ということでございます。

次に、29ページをお願いします。10款1項2目事務局費でございます。子どものための教育・保育給付事業（1号）の部分については、920万円の追加でございます。これについては、利用者の増加に伴う増額になっておるところでございます。

1つ飛びまして、10款2項1目学校管理費でございます。小学校の体育館の改修事業の中の西小学校の体育館屋根と外壁改修工事の請負費ということで、300万円の減額ということで、これは確定に伴う減額でございます。

30ページをお願いします。下のほうの表で、10款3項1目学校管理費の中の2つ目の丸です。中学校の校舎改修事業ということで、135万円の減額になります。これも中学校の南校舎屋上防水改修工事費の確定による減額でございます。

最後になりますけれども、31ページを御覧いただきたいと思います。10款5項2目保健体育施設費でございます。海洋センターのバスケットゴールの購入ということで、150万円の減額ということで、余った金額を減額するというような内容でございます。

歳出合計といたしまして3,626万3,000円を減額しまして、68億4,329万4,000円となります。

最後、32ページを御覧いただきたいと思います。地方債の年度末の現在高の見込みに関する調書でございます。この資料の中の6ページの第4表、地方債補正を反映させた見込みであり、表の一番右下の一番端、当該年度末の現在高見込額といたしまして、37億4,755万5,000円となるものでございます。

以上説明申し上げましたけれども、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

以上です。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 8番、荒井です。

4ページ、繰越明許ですけれども、6項目ありますけれども、それぞれの事業について、個別具体的な事業についてちょっとお聞きしたいのですけれども、今年度できないということで、7年度に、来年度に繰越しするわけですが、なぜできなかったのか、個別事業、その理由について、ちょっと最初の窓口キャッシュレスから下の災害時避難場所確保事業。例えば災害時避難場所確保事業、これについては、要するに、おそらく土地の購入ができないということで繰越しするのでしょうかけれども、そういった部分で、個別具体的にちょっと説明していただけますか。

○森田義昭委員長 橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 とりあえず私のほうから、この6事業の関係を簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、一番上の窓口キャッシュレスの決済事業についてなのですが、これは導入時期の都合により

まして、今の時期にちょっと機械を入れて3月中に何とか調整をして、4月からやろうかなというふうに思っていたのですけれども、やはり窓口の関係が、今3月とか4月というのは、どうしても転入とかの関係ですごく忙しいという部分がありますので、一旦繰越しをさせていただいて、その窓口の人たちと調整をする中で、6月、7月ぐらいをめどにやっといこうかなということで繰越しをするものでございます。

それと、その下の町制施行70周年記念式典事業については、一応5月の11日が記念式典ということを予定しているので、4月に入ってから支出もありますので、これを繰越しをするものでございます。

それと、その下、呂楽東部第一排水機場の維持管理事業については、現在第一排水機場のシステムの更新をずっとやっているわけなのですが、なかなか、物というのかな、電源装置の納期がちょっと遅れている部分がありまして、どうしてもこの3月31日までには間に合わないということで、その分を繰越しをするものでございます。

それと、その下の町単独道路整備事業については、結構東電とかN T Tの電柱の関係が、どうしても動かすのにすごく時間がかかってしまいまして、それで今年度中には間に合わないということで繰越しをするものでございます。

それと、その下の公園維持管理事業についても、現場状況を見ながら、ちょっと年度内の完了が難しいということで繰越しをするものでございます。

最後、災害時の避難場所確保事業については、当初北部公民館の隣の部分を交渉していたわけなのですが、なかなか難航している状況があるので、予算を次の年に繰り越して、また交渉していけるように考えているというような内容でございます。

以上です。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 分かりました。それで、この8款土木費ありますね。この道路橋梁費の中の町単独道路整備事業がありますけれども、当初の予算の中で用地調査設計業務委託料というのが出ているのです。これが746万円近くあるのですけれども、こういった部分はこの繰越しの中に含まれていないのですか。

○森田義昭委員長 塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 先ほどの質問についてですが、746万円、こちらが用地調査設計業務ということで当初計上しているものですが、この事業、1路線当初予定していた、そこの調査業務の路線があったのですが、そこが地権者の意見がまとまらず、これは一旦取りやめさせていただいております。その代わり、繰越額として920万ということなのですが、これとともに今年起こったこと、昨年からどんどん起こっているのですが、東電、N T T関係の移設費が高騰しております。当初予定しているよりも毎年のように上がっていますので、その不足分と、やはり工事の関係で、現場の調整が多少おろそかだったと思うのですが、その不足額が出ていますので、それを補うためにそちらに組替えをさせていただいております。

以上です。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 分かりました。この最後の消防費の災害時の避難場所の確保事業、これは北部公民館の東側でしょうけれども、1,100万円、これは繰越明許で来年度中に何とかするということでしょうけれども、これはあれですか、例えばいずれにしても繰越明許ですから、来年度中に何とかしなくてははいけないわけで

すから、その辺はどうか、現時点で。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、これは北部公民館東側を一つ候補地といたしまして交渉を重ねてきたということですが、非常に難航をしてしまったという事実がございます。これ以上交渉については難しいという判断もいたしておりまして、候補地については別の場所も一つ検討の上、候補地について交渉していきたいというふうに考えてございます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

青木文雄委員。

○青木文雄委員 歳出のほうのページ数だと20ページです。児童福祉総務費のところ、子ども・子育て支援事業策定計画事業で435万4,000円、委託ではありますが減額とあります。この減額の理由について伺います。

○森田義昭委員長 新井課長。

○新井 智福祉課長 お答えいたします。

こちらの減額理由につきましては、全額減額とさせていただいておりますが、福祉課におきましてはもう一件、先ほど議案として出ささせていただきました地域福祉計画の策定のための業務委託料、こちら全額落とさせていただいておりますが、同様の理由でして、本来、業者のほうに委託をさせていただくところではございましたが、職員の何とか頑張りによりまして、自前でつくることが可能だったということで、全額落とさせていただいているものでございます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 21ページをお願いをいたします。予防費の関係なのですけれども、任意予防接種の単独助成事業について伺いをしたいと思います。

新型コロナワクチンの接種助成ということで、助成金が減額126万円ということで減額されています。当然今年度事業費の確定ということで減額がされたわけなのですけれども、それに伴って接種の委託も2,400万円ということで減額もされている。やはりなかなかこのコロナのワクチンについても、接種をしないというか、非常に接種率が下がっているというふうなことに受け止められるのですけれども、それについて要因がどのようなことで、このような、少なくなっているかということなのですが、それについて伺いたと思いますが。

○森田義昭委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 コロナワクチンの接種に関してでございます。まず、任意接種のほうにつきましては、今回定期接種から漏れた方等々をインフルエンザ等と併せまして、同じ対象者に聞きましたが、希望がなかったということになります。

また、定期接種のほうの減額でございますが、当初、一番最初に始まったことと同様に、回数をたくさん

やって多くの方にといいのから、土日ちよつと集中をしてやつたことから、人件費等々の減額もありました。それと、委員おっしゃるとおり接種率が、一番最初に始めた頃よりも大幅に減つたということが原因かと思つております。減つた原因につきましては、皆様が接種に慣れてきたこと、それとコロナのほうの治療が確定いたしましたので、接種だけの選択肢から、治療のほうにといいことで、接種の控えが起つたかなと思つています。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 事業費が確定したということで、どのぐらいの人数が接種をされているのか分かりますか。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 コロナワクチンが定期化されまして、約5,000人ぐらいに通知をしたのですが、1月末現在で725名ということでございます。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 やはり5,000人から案内しても、実際は700名ちよつとということで、状況を皆それぞれ踏まえて、いいのだらうというふうなこともある。また、インフルエンザと同等だというふうな感じで、比較的、不安がそんなに高まっていないということの表れかなと思つたのですが、そうしますと、古い期限切れのワクチンについては、どのようにされているのですか。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 国が行う臨時接種で集団接種のときは国からワクチンが参りまして、それにつきましては国の予算をつけまして正当に廃棄ということで、今年度につきましては、定期接種になりましたので、市町村が行う接種となりまして、医師会等々と契約をして個別接種となっておりますので、それぞれの医療機関にお願いしているところでございます。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうしますと、有効期限内の薬というものは、やはり医療機関で確保しておくということで、当町ではそういうものを確保していないということですね。改めて申請をして、それでワクチンを持つてきて、医師が接種をするということになるわけですね。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 失礼いたしました。説明が下手で申し訳ございません。定期接種に移行しまして、ほかの予防接種と同様に個別接種、医療機関でおのおのが申込みをして受ける形になりましたので、町でワクチンを確保して持っていくというシステムはありません。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 失礼いたしました。やはりそうだったね。ちよつとそここのところを勘違いしてしまったのですけれども。

それと、関連するのですけれども、もちろん帯状疱疹にしてもそうだし、おたふく、もろもろの補助をされているのですけれども、金額的にはそんなに多い額が減額されていなかったということで、その他のワクチンについては順調に接種が進んでいるということで受け止めてよろしいですか。

○森田義昭委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 任意接種の助成についてでよろしいでしょうか。任意接種の助成につきまして

は、予算上、希望する方が多くできるようにということで予算を確保しておりますが、助成ですので、1件1件の助成額が少ないのです。通常の法定予防接種で全額町が負担でなく、あくまでも任意接種の助成金額ですので、件数は確保いたしました。1件1件の助成額が低いので、減額のほうも少し額とすれば少なくなっている状況でございます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

亀井委員。

○亀井伝吉委員 お願いいたします。23ページ、一般廃棄物の収集なのですけれども、かなり減額になっていきますけれども、これはごみの量が減ったとか、また事業者の稼働の日数が減ったとか、そういうことで減額になったのでしょうか。説明をお願いします。

○森田義昭委員長 佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 23ページのは幾つかありますけれども、塵芥処理費のところではよろしかったでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐山秀喜住民環境課長 こちらにつきましては、まず2つございまして、一般廃棄物の収集運搬事業ということで、今回1,122万4,000円の減額ということになっておりますけれども、こちらは業務委託契約額が確定しましたので、そちらの減額ということなのですけれども、これは実は入札を行っておりまして、可燃ごみの日数、206日ございます。それと缶、瓶、危険物の収集の3つが47日。当初設計の段階では、設計といえますか予算の段階では4,300万円ほどでこちらは見積もっておりまして、そこから結局契約時には3,423万2,000円ほどになったということで、まず一般廃棄物の収集運搬業務のほうは876万8,000円減額になったという、入札差金ということで、入札の金額と予算の差額を減額させていただくというものになります。同じように資源物の関係につきましても、これが資源物などで古紙とか小型家電とかプラスチック類等になりまして、これ収集日数が48日ございます。こちらが当初予算では4,100万円ほど計上させていただいていたものが、契約時には3,854万4,000円ということで、245万6,000円の減額ということで、合わせまして1,122万4,000円の減額ということで今回補正に上げさせていただきました。

以上です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

藪之本委員。

○藪之本佳奈子委員 藪之本です。よろしくお願いします。

22ページをお願いいたします。4款1項3目住宅用太陽光発電システム設置補助事業のところではちょっとお伺いしたいと思います。こちら今回80万円の減額となっております。住宅用太陽光発電システムというのは、これ今防災等々でもかなり注視されているものなのかなとは思っていたのですけれども、住宅用太陽光発電、減っているということは、ほぼほぼ板倉町町内におかれましては、もう大体需要が少なくなっているという認識でしょうか。もしくは、使いにくいもので、だんだん減ってきているのかな。どのような認識なのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○森田義昭委員長 佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、ただいまの住宅用の太陽光発電システムの設置補助事業ということで、まず80万円減額をさせていただいている関係なのですけれども、こちらの補助制度につきましては、1キロワット当たり2万5,000円ということで、制度として10万円を上限にということでやらせていただいているものになります。今回減額させていただいている経緯につきましては、当初の想定よりも実績がやはり少なかったことに伴う減額ということでの減額になるのですけれども、では当初どのぐらい予定をしていたのかといいますと、マックスが10万円でございますので、10万円掛ける20件の200万円ということで当初予算計上をさせていただきました。その後、申請が上がってきて、実績の動向を見てみますと、3月末でこの10万円掛ける、今度は12件分を一応確保しておきましょうということで、最終的に120万円の予算があれば、この年度内、実施ができるのかなというところで考えておりまして、少しちょっと過去の実績に触れさせていただければと思うのですけれども、どうでしょうか、古いほうから行きましょうか。実績でいきますと、ちょっと令和元年ぐらいのお話をさせていただきますと、この時点で16件の申請がありまして、16件です。その1キロワット当たり2万5,000円というのがあるので、なかなかちょうどにはならないのですけれども、このときは155万5,000円の実績がありました。16件で155万5,000円。それが元年です。令和2年に入りまして、今度は10件になりました。10件。実績数でいくと96万1,000円、だからちょっと減っているのです。令和3年度に入りまして、このときが令和2年と同数の10件ございまして、金額でいきますと95万1,000円。10件で95万1,000円。さらに、今度は令和4年度に入りまして、ここでまたちょっと増えるのです。15件ございまして144万2,000円。だんだん近づいてくるわけなのですけれども、令和5年度に参りますとまた今度下がります。今度は令和5年度が9件で87万2,000円。それと、一番直近、今年度になりますけれども、12月末現在の数になりますけれども、7件で70万円というような状況でございまして、ホームページであったり広報紙での周知というのはもちろんしているのですけれども、結構多いのが、後から後づけで太陽光を設置するという方よりも、どちらかというと新築家屋に乗っかっているものに対する補助というのが近年見受けられるというところで、やはり設置するに当たりましては、投資というかそれなりの補助があるとは言いながら、数十万円から数百万円の設置費用もかかりますので、なかなかちょっとそこに踏み切れる方がいるのかいないのかという部分かなというふうに感じておりますので、町としては引き続きこのような制度があるということで活用いただくべく、周知広報してまいりたいというところで考えております。

以上です。

○森田義昭委員長 藪之本委員。

○藪之本佳奈子委員 ありがとうございます。確かに大きな金額になりますので、こういった補助金があるとすごく助かるのかなと思いますし、また災害のときも上手に使えるのかなというのは思っているのですけれども、ちょっと1つ確認なのですけれども、このシステム設置補助金は、蓄電池のほうは今どうなっているのか、少しちょっと、ごめんなさい、よろしいですか、すみません。

○森田義昭委員長 橋本企画財政課長。

[何事か言う人あり]

○森田義昭委員長 ごめんなさい。佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、住民環境課、佐山よりご説明申し上げたいと思うのですけれども、こ

の中には蓄電池云々というのは、実は入っていないくて、蓄電池の部分で今取り組んでいるのが群馬県のほうで取組をさせていただいておりまして、今そちらの広報の準備を進めているというところになっています。来年度から、たしか来年度だったかな、スタートするような話を町のほうでも伺っておりまして、そちらの制度をちょっと活用していただくべく、周知広報に努めてまいりたいというようなところで考えています。単独ではちょっと実施する予定は、今のところはちょっとございません。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

先ほどはすみませんでした。

「いえいえ」と言う人あり]

○森田義昭委員長 ほかにございませんか。

市川委員。

○市川初江委員 市川です。よろしくお願いいたします。

20ページ、3款2目のところで、説明欄ですけれども、町外公立保育施設の負担金というところで32万4,000円追加とございますけれども、これは町外に行く子供たちが増えたということで追加なのでしょうか。どうなのでしょうか。

○森田義昭委員長 新井課長。

○新井 智福祉課長 お答えいたします。

こちらの増額理由でございますが、当初予算の編成の段階では、お1人が12か月通われることを想定しておりました。そのときの時点での見通しとしてはそのような判断をさせていただいたのですが、実際に今年度に入りまして、実績といたしますと、4人のお子さんが通われているという状況になりましたので、当初の見通しとはちょっと若干変わる形での保育利用になってしまった。ただし、予算の中で泳げていたものが泳げない範囲になってきましたので、この段階で補正をさせていただくというものでございます。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 その件はちょっと分かりましたのですけれども、町外のほうの保育所に行く子というのは、やはり町のほうの保育所がいっぱいになってしまっていて仕方なく行くのか、それとも希望して行くのか、どちらが多いのでしょうか。

○森田義昭委員長 新井課長。

○新井 智福祉課長 町外の保育施設を使う場合なのですが、いわゆる広域保育の利用という形になるのですけれども、これには条件がございます。希望すればどなたでも使えるというのではなく、必要性があれば使うことができるというものでして、例えば通勤途中にあるところであったり、ご家族、おじいちゃん、おばあちゃんのサポートを必要とする場合であって、おじいちゃん、おばあちゃんのうちがそちらにある場合等が考えられます。そして、さらにもう一つ条件がございます、そちらの市町村が認められる場合という2段階になっております。ですので、決してあそこの保育園に行きたいから行かせたいといっているものではないということがまずあります。そして、広域を希望される方の理由につきましては、決して町内に空きがないからということではありません。町内には実質は受入れ態勢としては、まだ確保はできる場所はあると思いますが、どうしてもお仕事の都合とか、ご家庭の子育てサポートの都合によって、やむなくそういう希望される方がいたり、もしくは、もともと町外に住まわれていた方で、そちらの市町村で保育所を使ってい

た方が板倉町に転入してきたけれども、もう残り僅かだから最後まで友達と別れないでそこに通わせたいとか、そういった理由等がありまして、いろいろな理由で広域を使われているという実態です。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 ありがとうございます。よく分かりました。そういう理由がいろいろあるわけですね。基本的には町の保育所に入っていて、仲よくしていただければいいかなと思ったものですから質問させていただきました。ありがとうございます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 10ページの国庫補助金の6目教育費国庫補助金の説明のところで、へき地児童生徒援助費等補助金というのが、遠距離通学援助111万円あるのですけれども、これはどういうものなのですか。

○森田義昭委員長 小野寺局長。

○小野寺雅明教育委員会事務局長 こちらにつきましては、スクールバスの補助金のことになります。スクールバスです。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、111万円の減額というのは、スクールバスの元金は何千万円かあって、そのうちの補助金が減額になったと。これ理由はということなのですか、111万円減額なんて。

○森田義昭委員長 小野寺局長。

○小野寺雅明教育委員会事務局長 この補助金につきましては、基本が2分の1の補助金となっております、当初の町のかかる費用としましては、3,190万円がかかるということで、国のほうには1,500万円程度を要望というか申請はしているのですが、国の年間の全体の予算が決められている中で、国からの配分が、役場からのというか板倉町からの全額が認められずに、1,300万円程度が確定になりまして、そちらでその差額分の減額をしたということになります。基本は2分の1なのですが、国の補助金が予算の範囲内であるというのがありますので、全国で見た場合に、その予算の範囲を割り振った範囲がこの200万円ちょっとが減額になってしまったということです。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、説明のところが、そういうふうに書いていないと何のことだか、これは変な言葉だなと思っていたのですけれども、要するにスクールバスか何かの補助金の減額ということなのですね。そういうの説明のところちょっと工夫して書いてもらいたい。先ほど亀井さんが質問したついでに聞いてしまうのだけれども、佐山さんが説明した23ページの産業廃棄物事業、これなんかも予算額と入札結果の差額がこういうのだよというふうに説明されると分かるのですけれども、これを見ると、何で今頃こんな減額したというのは、何か途中ごみが減ったとか理由が分からないので、さっき説明聞いて分かったのですけれども、私もちょっとこれ疑問に思っていたのです。だから、要するに予算と、その後の入札結果が、その差額が出た、これ差額なのだね。それがこの減額分だという、そういう説明してやると分かりがいいのですけれども、できればそういうのを工夫しておかないと、見ていてこれ何のことかなと思ってしまうので、さっきの小野寺さんの話もそうなのだけれども、できたらそういう説明のところは工夫してもらえるといいのですけれども、よろしくお願いします。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

須藤委員。

○須藤 稔委員 須藤です。

18ページの3款民生費のことで、これのシルバー人材センターの運営補助金がプラスになっているのですが、この4年度は500万円、そして5年度が550万円、そして6年度は530万円という予算になって、この5年度に550万円予算つけていて、そして6年度に530万円に少しマイナスになったと。そして、今年度50万円の要するに追加が出るというのですけれども、このような形というのは、どのような形で予算だとか、またこの追加の理由というのですか、その辺をちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 シルバー人材センターの補助金につきましては、原則、毎年500万円ということにしています。そのときの事情によりまして、過去の50万円プラスしたときは、機械が壊れてしまって、その購入費の補助ということで特別にプラスしたもの。今回の補正につきましては、作業棟のエアコンが急遽壊れてしまったということで、当初予算にプラスして一部助成したいということで、50万円を追加で補正を上げさせていただいたものになります。

○森田義昭委員長 須藤委員。

○須藤 稔委員 そうしますと、毎年大体500万円ぐらいで収まっているという形で、そういう特別なことがあるとどうしてもこれで補正をかけなくてはならないという年があるわけですか。分かりました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

尾澤委員。

○尾澤将樹委員 尾澤ですけれども、26ページの8款土木費、2目公園費について伺いたいと思います。

500万円の減額となっていますけれども、この委託維持管理料というのは、どこの公園のことを申しているのか教えてもらえますでしょうか。

○森田義昭委員長 塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 お答えいたします。

この公園維持管理につきましては、維持管理業務委託料ということで、基本的には町の直轄で管理していますふれあい公園、いずみの公園、中央公園、あと天神池公園をやるものとしての費用として捉えています。

○森田義昭委員長 尾澤委員。

○尾澤将樹委員 といいますと、そこの一般整備というのですか、草刈りとかそういう費用ということなのですか。

○森田義昭委員長 塩田都市建設課長。

○塩田修一都市建設課長 この費用につきましては、一番大きなものとしまして高木の剪定、伐採関係があります。それとあと中低木等の剪定と、あと草刈りも含めております。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。

小林委員。

○**小林武雄委員** ページが14ページの真ん中かな。2 款の6 目企画費、D X推進事業の関係で、240万円一応減額になってはいるのですけれども、これもともと金額的には240万円が全てなのか、もしくは1,000万円ぐらいあって240万円減額したのか。それともう一個、どんな内容をするのかちょっと教えてもらいたいのだけれども、これプロモーションとかそういうものを作るとか、もしくはホームページを作るとか、そういうものの指導のために派遣する委託料とかそういうあれですか。その辺ちょっと教えていただければと思うのですが。

○**森田義昭委員長** 橋本企画財政課長。

○**橋本貴弘企画財政課長** それでは、D X推進アドバイザーの関係についてお答えしたいと思います。

この240万円の減額については、もともと240万円の予算に対して全部減額をするというような内容でございます。これについては、内閣府、国のほうから派遣制度を活用して、デジタルの専門の人を自治体として雇ってくださいと。1 か月約20万円の12か月分ということで240万円。月20万円のうち、週1 回来てもらえればいいということなので、単純に言えば、1 回来て5 万円かかるというような内容の事業でございます。これについては、一応5 年度の終わりぐらいに、いろんな会社に対して、こういうD Xの派遣をお願いしますというようなことを交渉はしてみたのですけれども、やはり各民間のほうが、大きい市に対しては派遣はしているのですけれども、なかなかちっちゃい町については派遣をしてもらえなかったということで、この件については一応予算は使っておりません。ただ、6 年度に入りまして、一応このD Xについては今後いろいろ皆さんも機械の関係とか、どんどん進んでいく分野がありますので、N T T東日本の群馬支店さんに一応お願いをしまして、これは無料で1 日研修を講師として来ていただいて、全職員がこのD X研修ということで、職員の研修向上のために実施しているものでございます。だから、全くやっていないというのではなくて、1 回職員全体は研修を受けているのですけれども、たまたま専門の人が呼べなかったので、お金を全額減らしたというような内容でございます。

○**森田義昭委員長** 小林委員。

○**小林武雄委員** そうしますと、20万円掛ける12か月分の、その派遣のお金は国から来るのでしょうか、国から来るのですか、これ。もしくは自腹、そこはどちらなのです。国が一生懸命推進するということとで言っていて、国の補助金も何もなしに、町がお金を出してやりなさいというのは、ちょっとひどい事業なのかなと思うのですけれども、国も県も一生懸命このD Xについては推進しなさいということを言っているのだけれども、最初のうちはいろんなことでは、やはり国とか県がてこ入れをして、町のほうである程度、いろんなパソコンとか、そういうのを自由に使えるようになるまでは補助するのかなと思うのですけれども、その20万円掛ける12か月が来るわけだから、それがうまく活用できれば、要は職員の皆さんのレベルアップにもつながるし、先ほどN T Tのほうから、年に1 回来てもらったということで、議員のほうもこの間、タブレットの関係で教えていただいたのですけれども、そういう意味だとやはり年1 回よりは何回か来てもらって、この制度がうまく活用できるような、職員の皆さんがレベルアップできるようなふうに持っていったほうがいいのかという感じはいたしますので、その辺はどうなのですか。

○**森田義昭委員長** 橋本企画財政課長。

○**橋本貴弘企画財政課長** お答えします。

先ほど説明したとおり、一応5 年度の最後のほうにデジタル専門人材派遣のほうの依頼をしたわけなので

すけれども、過去の起案の文があるのですけれども、当該派遣に係る経費については、令和6年度の当初予算、今年度の予算、アドバイザー派遣事業ということで計上はするわけなのですけれども、最終的なこの今回の民間の結果を受けて、今後はそういう内閣府のあっせんによるマッチングではなくて、町独自の派遣企業を検討していくこととしたいということなので、基本的には単費という形になると思うのですけれども。

○森田義昭委員長 小林委員。

○小林武雄委員 分かりました。そうすると、現状では、指導する人を国のほうからあっせんというか、この業者を使いなさいと。そうすれば20万円出すよと。それが今度は、町単独でこの近隣のあれを探してやりなさいというふうに変わっていくわけですか。

○森田義昭委員長 橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 町とすれば、やはりその国からお金をもらって、専門の人を呼んで研修するというのが一番ベストだとは思っているのですけれども、先ほど言ったように、やはり国とか民間の人たちは、県とか市のほうには派遣するけれども、なかなか自治体のほうには来てくれないという部分があるので、そういったのを含めると、やはりこつこつと講義みたいな形でやらざるを得ないのかなというふうには思っております。

○森田義昭委員長 小林委員。

○小林武雄委員 そうなの。では、国も随分だよ、そうすると。一生懸命推進する割には、自分たちで勝手にやりなさいということになっていってしまうのだ。大きい市には一生懸命派遣するけれども、こういう1万人、2万人のところには派遣しないのだ。派遣しないとっては語弊になるけれども。

「そうですね。こっちが申請をしていないから来ないということもあると思いますけれども」と言う人あり]

○小林武雄委員 なるほど。そうすると、令和7年度においては、この事業はどうするの、町としては。

○森田義昭委員長 橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 基本的にデジタル関係のそういった民間を派遣したものについては、7年度は予算を取ってございません。

○森田義昭委員長 小林委員。

○小林武雄委員 そうなるよね。

「はい」と言う人あり]

○小林武雄委員 ただ、職員とか議員の関係の、いろんなパソコンとかタブレットの関係があるでしょう。議会も今回タブレットを入れたわけだから、2月に研修会をやらせてもらったのですけれども、あれは取りあえず1回目だから無料になるのかな、分からないけれども。取りあえず1回だけだとおそらく難しいと思うので、若干何回かやはり研修を受けさせてもらって、いろんなところで皆さんがレベルアップできるような形をやはり行政としてもお願いしたいと思うので、そのところはちょっと今後も、国がいずれにしても、自腹でもいいから少しやってもらいたいところもあるので、それは一応また別途検討してもらえればと思いますので、ちょっと最後に一言、よろしくお願いします。

○森田義昭委員長 橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 この前タブレットの研修会をやらせていただいたのですけれども、基本的には業

者の人には1回限りというのでやってもらったわけなのです。でも、もちろん1回だけでは、当然皆さんも我々も覚えていけないという部分があるので、基本的には来年度以降についてもそういう業者と交渉しながら、予算を取りながら、補正予算の関係とかになると思うのですけれども、そういった経緯でいろいろ勉強していければなというふうには思っております。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。

青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 10ページのところでちょっと。この10ページの1番の国庫支出金のところの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額なのですけれども、これ5,700万円も減額になっているのですけれども、これは元金はどのくらいあって、どうしてこんなふうになされたのか、その辺のところの理由をちょっとお聞きしたいのですけれども。具体的にはこれどういうもので、元金どれだけあってこれだけ、5,700万円減額になったのか。これだけ減額になる理由というのか。

○森田義昭委員長 橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 お答えします。

10ページの一番上の5,705万5,000円の減額ということなのですけれども、これについては議案書の資料の15ページを御覧いただいて、定額減税の関係の2,580万円ちょっと、それと非課税分の1,670万円、その次の16ページの均等割の非課税世帯が1,120万円、それとこども加算の、これを足した部分が、これが減額になったことによって国のほうが減額になっているというような内容です。だから、歳入と歳出が同じ動きをしているというような内容です。

大本については……

○森田義昭委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 大本、減額になる基だよ。

○森田義昭委員長 橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 ちょっとそれについては、金額、予算額は把握していないので、ちょっとお待ちください。

〔「概算でいいよ」と言う人あり〕

○橋本貴弘企画財政課長 概算で言いますと、10ページの15款2項1目の総務費国庫補助金のところの隣の既定額3億1,102万円というのがあると思うのですけれども、その中の内訳として、この物価高騰の部分が一応入っているというような内容なので……ちょっと待ってください。すみません、お待たせしました。1億8,576万1,000円が予算で、最終的に5,705万円ほどの減額というような感じになるので、ざっと計算すると1億2,800万円ほどは使っているというような内容です。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そこがあまりにもずれがあるから、それは何、予算を立てるときに、対象人数の数が多過ぎたのか。それとも、ちょっとずれがどういうことでその差額がそんなに発生したのか。

○森田義昭委員長 栗原課長。

○栗原正明税務課長 そうしましたら、予算書の15ページを見ていただくと、その中でちょっと大きなもの

で、税務課の所管で定額減税・調整給付事業というのがあってと思います。15ページの定額減税・調整給付事業、この中の一番下に調整給付金ということで、一番大きなものが2,146万円の減額ということになっておりまして、こちら定額減税ということで、所得税で3万円、住民税で1万円、それは本人と扶養親族1人につき4万円が減税になるという制度がありまして、その制度で引き切れなかった方については給付金を支給するというような制度があったわけなのですけれども、それが今年の5月に専決処分をさせていただいた予算なのですけれども、実際専決処分をする時点では、実際、確定申告、去年やっている時期の税データがまだ確定をしていない時期ですので、その前の年の所得のデータを用いて、このぐらいになるであろうということで積算をして予算を取らせていただいたところでありました。その結果、この調整給付金につきましては、予算につきましては1億2,000万円であれば足りるであろうということで、1億2,000万円の予算を取ったわけですけれども、結果としまして対象が、支給したのが9,854万円で済みまして、またその対象が1億49万円で足りたというところがありまして、2,000万円ほどの予算と実際とのずれがあったわけですけれども、そこにつきましては、あくまで前の年の所得の状況に応じて推計をせざるを得なかったということで、その誤差ということになっているわけでございます。

以上です。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、要するに予算を立てるときに人数が、ちょっと対象が多過ぎたと。結果が少なかったの、その差額が発生したのが主な原因だと。これは何、国中がそうなのですか。板倉町が間違っただけではなくて、国中。

○森田義昭委員長 栗原課長。

○栗原正明税務課長 間違っただけというよりは、そのときの予算を立てる時点では、あくまで参考でせざるを得ないのがその前の年の所得を一応参考にするよりほかがなく、結果的にはその翌年の使ったデータとの誤差がそれだけあったということで、間違いということではなく、そのときの推計をせざるを得なかったということでございます。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、これ結局あれでしょう。この差額はこれは国に返還するのでしょうか。予算だからまだ来ていないのか、ということなの、この差額。減額された金額。

○森田義昭委員長 橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 この国庫補助金については、実績報告を出してから入るので、特に町のほうに今この分が入って返すというわけではないです。

「なるほどね。じゃ、別に国に返すわけじゃないんだ、これは」と言う
人あり]

○橋本貴弘企画財政課長 ではないです、はい。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 要するに、その予算のただ数字だけの話で、それが減額されたからといって、この左右、支出と収入が両方減るわけだから、別にそれを国に返すという、そういうことはないわけね。清算金額ではないのだね、これ。

○森田義昭委員長 橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 そのとおりです。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

議案第15号について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、議案第16号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、前年度の介護保険事業等の確定に伴います繰越金の追加及び補助金や交付金の精算、また今年度の事業に係る各サービス給付や経費等の見込みによる補正でございます。歳入歳出それぞれ1,760万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億5,268万8,000円とするものでございます。

なお、2ページから5ページにつきましては、提案理由で町長よりご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入になります。本年度の介護保険事業サービス等の給付の見込みによります国庫、県費及び支払基金の負担額の補正が主なものになります。款項目の順に説明いたします。

第3款第1項国庫負担金、1目介護給付費負担金から529万円の減額でございます。介護給付費負担金、主に在宅サービス給付に係る国庫負担でございますが、こちらが199万円、またその下、施設給付費負担金から330万円の減額となります。

次に、3款第2項国庫補助金、2目地域支援事業費交付金から40万円の減額でございます。介護予防・日常生活支援事業に係る実績見込みによる減額になります。

次に、6目介護保険事業費補助金へ25万3,000円の増額でございます。こちらにつきましては、介護保険事業計画による介護保険料所得基準の改正に伴いますシステム改修費の国庫補助の追加支給になります。

次のページ、7ページをお願いいたします。第4款支払基金交付金でございますが、1目介護給付費交付金から862万7,000円の減額、また2目地域支援事業費支援交付金から54万円の減額でございます。ともに給付見込みによります支払基金の負担分を減額するものになります。

次に、5款県支出金につきましても給付の見込みによる補正でございまして、1項1目介護給付費負担金から124万円、施設給付費負担金から385万円の減額でございます。また、2節過年度分につきましては、76万9,000円が前年度の実績により追加交付となります。

次のページ、8ページをお願いいたします。5款第2項県補助金でございますが、こちらも給付見込みによる補正になります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る県負担分から25万円の減額になります。

次に、7款第1項一般会計繰入金でございます。一般会計から公費負担分を繰り入れるものになりますが、1目介護給付費繰入金から399万4,000円、2目地域支援事業繰入金から25万円を給付見込みにより減額するものでございます。

次に、4目低所得者保険料軽減繰入金に90万2,000円の追加でございます。低所得者の保険料減額分を公費で賄うもので、国、県の追加交付に町負担分を加えて繰り入れるものになります。

5目事務費等繰入金25万3,000円の追加でございますが、3款国庫補助金で申し上げましたシステム改修に係る町の負担分になります。

次、続いて9ページになります。7款第2項基金繰入金でございます。歳入歳出の差額分を基金より繰り入れるもので、繰越金の確定によりまして1,328万4,000円を減額するものになります。

続いて、8款繰越金でございます。前年度繰越金の確定によりまして1,794万8,000円を追加するものになります。

次のページ、10ページをお願いいたします。ここから歳出になります。第1款総務費、第1項1目一般管理費、介護保険事業運営費、システム改修費委託料に50万6,000円の追加でございます。歳入で申し上げました介護保険料所得基準の改正によるものでございまして、国の2分の1の補助がございます。

続きまして、11ページになります。第2款保険給付費及び第5款地域支援事業費につきましては、給付見込みによる補正でございまして、説明欄のほうをお願いいたします。3目地域密着型介護サービス給付費から1,600万円の減額、また5目施設介護サービス給付費から2,200万円の減額になります。

次、12ページをお願いいたします。8目住宅改修費から200万円の減額、9目居宅介護サービス計画給付費へ300万円の追加でございます。

続いて、13ページをお願いいたします。第3項1目審査支払手数料に5万円の追加でございます。こちらにつきましても、給付審査支払手数料の実績見込みによる追加になります。

続いて、14ページをお願いいたします。高額介護サービス費、続いて、その次の15ページの高額医療合算介護サービス費につきましても、給付見込みによりまして、それぞれ高額介護サービス費に400万円、高額医療合算介護サービスに100万円を追加するものでございます。

16ページになります。お願いいたします。4款基金積立金でございますが、利子の入金がございましたので、3万5,000円を追加するものになります。

続いて、5款地域支援事業費、第2項1目一般介護予防事業でございますが、今年度予定しておりました事業がおおむね終了いたしましたので、予算の余り金を減額するものでございます。まず、介護予防普及啓発事業、郵送料から11万円、委託料から39万円の減額になります。

その下、地域介護予防活動支援事業費、講師派遣の報償費から20万円の減額、またサロン・通いの場支援事業の委託料から40万円の減額、また同活動補助金から50万円の減額になります。

一番下、地域リハビリステーション活動支援事業、専門職の派遣委託料になりますが、20万円の減額になります。

続いて、17ページになります。第7款2目償還金でございます。過年度の給付費等の確定による国庫及び

県費の返還金になります。説明欄を読み上げます。介護給付費（国庫負担金）1,482万8,000円の追加、地域支援事業（国庫補助金）65万7,000円、地域支援事業（県費補助金）17万2,000円、介護保健事業費（国庫補助金）14万8,000円をそれぞれ追加いたします。

介護保険特別会計の補正予算（第4号）の説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 16ページですけれども、一般介護予防事業費、真ん中辺りの地域介護予防活動支援事業、130万円減額していますけれども、その中で地域サロンと通いの場、これが事業委託料が40万円減額、その下の活動補助金が50万円減額されていますけれども、この地域サロンと通いの場については、おそらく今幾つかありますよね。6年度については、おそらくそれをもう少し増やしたいということで、ある程度の目標ではないけれども、立てたと思うのです。その目標の数字の部分で、何か所かという部分で、これはどうなのでしょう。要するに6年度については、想定した数、箇所まで行かなかったのか、その辺はどうなのでしょう。その進捗状況ですけれども。

○森田義昭委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 理想を言えば、各地区ごとにサロン等々ができていく、あるいは通いの場が各行政区に1つぐらいできていくのが理想で進めてはまいりますが、なかなか行政主導ではなく、住民の皆様が自主的に進めていただくということで、理想の数には及んでいませんが、1つ、2つずつは増えているのは事実でございます。この委託料につきましては、サロンや通いの場の方の要望に応じまして講師を派遣しております。その委託料でして、要望が有料の講師の派遣が少なかったということになります。また、活動費の補助金につきましては、参加者数に応じて1人何円ということで月々計算しておりますので、全体に増減があってということで、トータルで減額になったということでございます。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 分かりました。いずれにしても、高齢者の健康づくりとそれからコミュニケーション、そういう部分でこれをどんどん普及してほしいと思います。

以上です。

○森田義昭委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

議案第16号について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和6年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、議案第17号 令和6年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

まず、1ページを御覧ください。第1条の総則でございますが、令和6年度板倉町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、以下、第2条の収益的収入及び支出以降に続くわけでございますが、1ページの内容につきましては、先ほど町長からの提案理由でご説明を申し上げましたので、省略をさせていただきまして、より明細の部分で説明をさせていただきたいと思います。

11ページ御覧いただきたいと思います。お開きください。こちらが補正予算（第1号）の予算明細書となっております、こちらのほうでご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出のうち収入でございます。ほかの会計と見栄えがちょっと違うので見にくいと思うのですが、1款2項2目の他会計補助金、いわゆる一般会計繰出金を605万円減額をいたします。こちらは、この後ご説明申し上げます支出の減額に伴い補正するものとなっております。

続きまして、1款2項4目の雑収益、その他雑収益が88万8,000円の追加でございます。こちらの内訳につきましては、行政財産使用料で82万4,000円、続いて福島第一、第二原発の事故に伴う賠償金で1万6,000円、さらに続きまして、漏水に伴う水道料金の減免還付金で4万8,000円が収入として入ってまいります。その合計になっています。

少しその部分にちょっと触れさせていただきます。まず最初に、行政財産使用料につきましては、水質浄化センターの西側に下水道用地、こちらが2,230平米ございます。こちらを株式会社グリーンパッケージと株式会社イートアンドフーズのそれぞれに1,115平米ずつ会社の駐車場スペースとして貸し付けておりまして、年間41万2,100円ずつ、合計しますと、繰返しになりますけれども、82万4,200円をお支払いをいただいているということになります。行政財産使用料の分が82万4,000円です。

続けますけれども、また原発事故の賠償金でございますけれども、水質浄化センターから発生をいたします脱水汚泥の処理に際して、汚泥の処理業者から放射能濃度の測定を求められておりまして、こちらは処理業者と申合せの上、毎年1回、測定業者に測定業務を委託をしております。そちらの費用が1万6,500円かかるのですが、そちらにつきまして、原子力損害賠償制度の枠組みの中で、東京電力ホールディングス株式会社から賠償金としていただくものというふうになっています。この部分の賠償金が1万6,500円、それと、先ほど漏水の関係でお話ししましたが、漏水に伴う水道料金の減免還付金、こちらにつきましては、令和6年3月から6月にかけて、水質浄化センターの敷地内におきまして、漏水事案というのが確認されまして、これが幸いアスファルト敷きのところではなくて、植栽みたいな部分で、ちょっと掘れる部分もありましたので、そこで漏水箇所を特定するに当たりましては、大分時間はかかってしまいましたが、3月から6月にかけて漏水事案が確認をされまして、修繕を完了しまして、東部水道企業団に水道料金の減免分4万8,743円、こちらを認めていただきまして還付を受けるものということになっています。

次に参りたいと思います。次の款項目が1款3項3目のその他特別利益が83万8,000円の追加ということでございます。こちらは今年度申告をいたしました令和5年度分の事業分における消費税、こちらが40万

7,000円ほどございました。令和5年度中に中間納付をさせていただいた額というのが実はありまして、こちらが124万1,000円ございましたので、中間納付額でありますこの124万1,000円から納付しなくてはいけない額、納付すべき額40万7,000円を差し引いた83万4,000円プラス還付加算金4,000円が還付になったことに伴うものとなってございます。

ということで、11ページの説明は以上とさせていただきます、12ページに移らせていただきます。お聞きいただきたいと思います。続きましては支出になります。1款1項2目の処理場費の委託料が230万円の減額ということでございます。こちらは汚泥処理委託料、これは処理の部分と運搬の部分ということでそれぞれ契約があるのですが、実績に応じた形で不用額見込み150万円ということになっています。さらに、水質分析委託料の見積り合わせによる差金と緊急事態に備えた、少し回数を多く見ていた部分、その水質分析の部分の踏まえまして、不用額が80万円ということでの減額をさせていただくものということになっております。

続きまして、1款3項5目のその他特別損失の部分になりますけれども、375万円の減額でございます。こちらは、令和5年度分消費税申告払出しの不用額275万円ということで、今年度令和5年度分の事業分については還付を受けることはあっても、納める分がなかったということで、丸々減額をさせていただくというものです。また、法定福利費引当金繰入額ということで、こちらの部分が職員の人事異動に伴う減少に加えまして、計算方法、精査をしましたところ、最終的な不用額100万円ということでの合計となってございます。

次に、右の13ページに移らせていただきます。今度は資本金収入及び支出のうち、収入の補正というのはありませんので、支出の部分になってまいります。1款2項1目の企業債償還金の建設改良費等企業債償還金が100万円の減額ということでございますけれども、企業債償還金は、科目でいうところの節の部分で、実は1節の建設改良費等企業債償還金というものと、実は2節もありまして、その他企業債償還金に分けているというところなのですけれども、本補正予算を編成するに当たりまして数値を改めて精査をしましたところ、その2節のその他企業債償還金で支払うべき償還金が1節の建設改良費等企業債償還金にも含まれてしまっているというようなことで、二重計上が確認されたというようなことでの減額ということでございます。

なお、一般に役場のほうで行われている会計処理というのは、一般会計、先ほどの介護、後期高齢もそうなのですが、官庁会計方式と呼ばれ、収支を1つの会計で処理しまして、歳入歳出の予算は必ず増額ということになっておりますけれども、これに対しまして、企業会計方式では収益的収支と資本金的収支という2つの収支で会計処理を行いまして、必ずしもそれぞれの収入と支出が同額にはならないということを申し添えさせていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 全然分からないので、聞きようがないのだけれども、後でゆっくり教えてもらいたいよう

なことがいっぱいあるのだけれども、例えば6ページのキャッシュ・フローだとか、こういうものなんかだと全然意味不明で、用語が分からないものがいっぱいあって、何のことだか分からないのですけれども、何かこれ分かりやすい言葉で説明しながら、何か図を描いて見せないと、これちょっと分からないよね。皆目見当もつかないので、この質問もなかなかしにくいところがあるのだけれども、新しい用語があるではないですか。聞いたことないような、前受金というのはよく会計法であるのだけれども、ここに出てくるこの前受金というのは、長期前受金とか、そういうのを少し簡単に分かりやすく説明したような一覧表みたいなのを作ってもらえると分かりいいのだけれども、長期前受金とはどういう意味なのですよとか、そういうのも含めて、このキャッシュ・フローだって、これ分からないでしょう、これキャッシュ・フローというの。だから、そういうので、これはこういうことなのだよと。後でいいです。今日時間ないから。これ聞いてもちょっと分からないし、さっき詳しくああいう説明しても、詳し過ぎると分からなくなってしまうから、分かるように、もう少し簡単に、後で表でも作ってもらって出してもらいたいかなと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○森田義昭委員長 佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 今の青木委員さんの質問でございますけれども、確かにキャッシュ・フローでありますとか貸借対照表、それと決算の際には損益計算書というのが出てまいりますので、今おっしゃられたように、実は私もこの表を見ただけでは分からないので、ちょっとこういう手引ではないのですけれども、あんちょこみたいなものを持っていますので、ぜひ委員さんのほうにちょっともう少し分かりやすく、言葉でなかなか言ってもという部分があるので、目で見えて分かるような工夫をしながら、そういうものが後日お配りできるようなものが作成できればなということで、ちょっと取り組んでまいりたいと思います。

あと、公営企業会計の独特の言葉がやはりこれも幾つか出てまいります。我々もそうなのですから、初めての言葉がいっぱい出てまいりまして、用語辞典ではないのですけれども、そういうのがやはり幾つか一覧になっているもの等もありますので、そういった部分もお配りできるような形でちょっと整理をしまして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井英世委員 今の関係でちょっと要望なのですから、例えば資本金収入及び支出の中で、建設改良費等の企業債償還金と出てきます。8,530万円。おそらくこういったものというのは、年次計画でいろいろやっていると思うのですけれども、その辺の例えば6年度、7年度、8年度、これが例えば10年度ぐらいまでのそういった年次計画あると思うのですが、それがもし手元にあれば、後で見せていただきたいと思うのですけれども。

○森田義昭委員長 佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 企業債の償還につきましても、やはりそれぞれの年度に借入れをしたもので、償還表を基に、システムの中で実は管理されているものがあって、何年何月に幾ら返すよというような、そういうものがありますので、それもちっと分かりやすいような形で整理をしてお示しすることによりまして、よりご理解いただけるようにということで、そちらもちっと取り組ませていただければと思います。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

議案第17号について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算関係3議案の審査を終了いたします。

委員各位の慎重なご審査、また執行部の皆様によるご説明、誠にありがとうございました。

○閉会の宣告

○森田義昭委員長 以上をもちまして、本日の予算決算常任委員会を閉会いたします。

閉 会 （午後 0時35分）